

松伏町告示第 31 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により地域計画を変更するので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに、松伏町に意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 26 日

松伏町長 高野 祐大



1 地域計画の変更案の縦覧場所

- (1) 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2 4 2 4 番地
松伏町役場 環境経済課
- (2) 松伏町ホームページ

2 地域計画の変更案の縦覧期間

令和 8 年 3 月 26 日から令和 8 年 4 月 9 日まで

※ 縦覧は、役場開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。